

外国人材マッチングプラットフォーム運営事業業務仕様書

令和8年2月18日

1 委託業務の名称

外国人材マッチングプラットフォーム運営事業業務

2 目的

人手不足が深刻化する中、市内では外国人雇用事業所数や外国人労働者数が年々増加している。一方で、外国人材の活用に関する知識やノウハウがなく、採用に踏み切れていない企業や、採用後の定着を課題としている企業も存在する。

本事業では、外国人材の活用に関心のある企業と就労を希望する外国人材の出会いの場を創出するほか、市内企業の受け入れ環境整備を支援することで外国人材の市内企業への就職促進につなげる。

3 業務内容

(1) 相談窓口の運営

相談窓口を設置し、市内企業での就労を希望する外国人材や外国人材の受け入れに関心のある市内企業からの相談対応を行う。

相談開始日は5月1日（予定）とし、市と協議の上決定する。

ア 対応する相談等

- (ア) 外国人材の採用、育成、定着に関すること
- (イ) 外国人材の活用に関する制度や受入環境整備に関すること
- (ウ) 採用後の手続き等に関すること
- (エ) 長岡市内企業情報に関すること
- (オ) 長岡市内企業のインターンシップに関すること
- (カ) 就職活動へのアドバイス
- (キ) その他、企業や外国人材からの相談で支援が可能なもの

イ 対応方法

電話、メール、オンライン、窓口、訪問で対応すること。

対応にあたっては、専用ダイヤル、メールアドレスを設けることとする。

ウ 相談窓口の場所及び開設日時

(ア) 場所

ながおか市民センター内 国際交流センター 地球広場

長岡市大手通2-2-6

※令和8年11月に米百俵プレイス ミライエ長岡東館“新地球広場（仮）”（長岡市大

手通 2-2-14) へ移転予定

(イ) 開設日

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く）

※窓口開設日は月 2 日とする。開設日は市と協議の上決定する。

(ウ) 開設時間

午前 9 時から午後 5 時（窓口、訪問相談については事前予約制とする）

エ 目標値（年間）

相談支援件数：50 件

オ その他

(ア) 必要に応じて、英語での対応が可能なスタッフを配置する。

(イ) 受託者は人材紹介を行わないこととする。

(ウ) 受託者は窓口での初期対応リーフレットを作成すること。作成したリーフレットと長岡市及び新潟県の事業チラシ等とあわせてパッケージ化し、相談対応時に活用すること。

(2) インターンシップ関連業務

ア イベントの開催

市内企業と県内留学生の相互理解を深め、インターンシップマッチングに繋げるための企業説明会や交流会を企画・開催する。（大学との連絡調整、イベント開催後の企業・学生双方へのアフターフォローを含むものとする）

(ア) 参加企業

インターンシップの受け入れが可能な企業

(イ) 参加学生

市内企業での就職に関心のある留学生（主に県内の専門学校生、大学生、大学院生など）

(ウ) 目標値（年間）

参加者数：市内企業 30 社以上、留学生 60 名以上

(エ) 回数

3 回以上

イ インターンシップの実施

長岡市内企業と長岡市での就業に関心のある留学生のインターンシップマッチングを行い、応募から実施までをトータルコーディネートする。

(ア) 受入企業

市内に事業所があり、市の外国人材受入企業リストへ登録のある企業

(イ) 参加学生

県内外に在学する留学生（専門学校生、大学生、大学院生など）や国外からの留学生

(ウ) 実施概要

市が任用する外国人材活用推進アドバイザーが開拓し、収集した市内企業のインターンシップ受け入れ条件等の情報をもとに、インターンシップを希望する学生とのマッチングを図る。マッチング成立後は、インターンシップが円滑に実施できるよう企業・人材双方の支援を伴走型で行う。

ウ インターンシップ支援金の支給手続き

市内企業の外国人材受入環境整備を進め、市内企業での外国人材のインターンシップ受け入れ促進を図るため、インターンシップ参加学生の交通費・宿泊費等の一部を支給する。(広報、申請書受付、支払等を含むものとする)

(ア) 対象企業

市が作成する外国人材受入企業リストに登録があり、外国人材のインターンシップ受け入れを行う企業

(イ) 支援金概要

支援費用：1人につき日額5,000円×受入日数

対象日数：5日以上から30日以内(1人あたり)

海外留学生の渡航については、別途15万円/人を支援することとする。

企業独自ルートでのインターンシップ受入については10万円/社(1回のみ)の支給とする。

※想定する支給額

150万円(委託料に含めることとする)

(ウ) 申請受付期間

令和8年5月～令和9年3月上旬(予定)

エ 目標値(年間)

受入企業15社、参加学生25名以上

(3) 長岡市外国人材受入サポートセンターホームページの運営

以下の項目をホームページで掲載し、サポートセンターの支援概要や市内モデル企業の取り組み等を紹介することで相談窓口の利用促進やインターンシップ受け入れ企業・外国人材採用企業の増加につなげる。

- ・相談窓口の概要及び主な相談支援内容
- ・インターンシップ受入企業情報(情報は市が提供するものとする)及び留学生向けエントリーフォーム
- ・モデル企業のインタビュー記事(インタビュー取材や記事の執筆も含むものとする)
- ・よくある相談のQ&A
- ・イベント情報
- ・その他必要と判断した項目

(4) 関係機関との連携

市が任用する外国人材活用推進アドバイザーとの情報連携や市が実施する在留資格等の手続き支援事業、グローバル人材活躍推進協議会加盟機関（教育機関や経済団体等）、新潟県外国人材受入サポートセンターとの連携を図ること。

4 業務の広報

チラシ、ホームページ、SNS 等により、対象者に本事業における取り組み内容を周知し、活用を促すこと。

5 業務に当たって配置する人員

- (1) 上記3の業務内容に対応できる人員を本事業の委託料の範囲内で配置することとする。
- (2) 外国人材の雇用・就労支援業務において5年以上の経験があるスタッフを専任スタッフとして最低1名配置するものとする。

6 業務の管理

- (1) 事業実施計画
業務委託契約締結に、事業実施計画書を市に提出すること。なお、事業実施計画書に変更がある場合はあらかじめその内容について変更後事業実施計画書等を添えて市に協議すること。
- (2) 相談窓口の利用者情報及び相談内容
相談窓口の利用者情報及び相談内容を記録すること。また、相談対応後の経過・結果についても把握することとし、同様に記録すること。
- (3) 業務の月例報告
上記3の内容を記載した月例報告を、前月の業務終了後速やかに市へ提出すること。

7 実績報告

本業務の終了後、実績報告書を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 業務実績報告書
 - ② 支出内訳書
 - ③ 業務実績一覧※業務の詳細が分かる資料を別途添付すること。
- (2) 報告期限
令和9年3月31日までに提出すること。

8 著作権等について

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は市に帰属するものとし、その利用および再編集は市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。

9 業務の引継ぎについて

- (1) 令和8年度に本業務を受託した者は、令和7年度の受託者から業務内容を引継ぎ、対応すること。
- (2) 委託期間の終了等により、本業務の受託者が変更となる場合は、本業務を新たに受託する者に適切かつ速やかに業務を引き継ぐこと。
- (3) 専用ダイヤルやホームページ等の引継ぎにかかる経費については、市と協議の上、必要に応じて負担すること。

10 委託契約期間（予定）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

11 留意事項

本仕様に定めのない事項または、疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定める。

※本委託は、令和8年度当初予算成立を前提とした委託内容であり、市議会において当初予算案が否決された等の場合、選考を中止とする。

※本業務は、国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、業務の見直しを検討し、本募集案内の内容に変更が生じる場合（(例)上限額、契約期間、仕様等）がある。